

令和7年度茨城県職員研修業務委託 企画提案募集要領

1 目的

本県では、民間事業者の有する人材育成に関する知識やノウハウを活用し、より質の高い効果的な職員研修を行うため、職員研修業務の包括委託に係る企画提案書を募集します。

2 委託業務の内容

(1) 名称

令和7年度茨城県職員研修業務

(2) 委託する業務

茨城県職員研修の企画、実施及び評価等に関する業務

「令和7年度茨城県職員研修業務委託説明書」参照

(3) 研修対象者

茨城県職員等（警察職員及び県立学校教員を除く。）

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 委託業務の実施場所

茨城県自治研修所（茨城県水戸市柵町1-3-1）ほか

3 委託料積算参考額

40,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む）

この積算参考額は、令和6年度茨城県職員研修業務委託の予算額です。

本プロポーザルにおける企画提案書作成のための参考としてください。

4 応募資格

- (1) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

5 参加申込書の提出

企画提案を行う場合には、以下のとおり、必ず「様式1 プロポーザル参加申込書」を提出してください。

(1) 提出方法

電子メール（電話にて受信確認を行ってください。）

(2) 提出期限

令和6年10月25日（金）午後5時まで

(3) 提出先

E-mail jinji-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp（電話 029-301-2263）

6 企画提案に係る質問及び回答

参加表明書を提出した事業者で、質問がある場合には、以下のとおり、「様式2 研修業務委託質問書」にて質問してください。

(1) 提出方法

電子メール（電話にて受信確認を行ってください。）

(2) 提出期限

令和6年11月6日（水）午後3時まで

(3) 提出先

E-mail jinji-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp（電話 029-301-2263）

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問の趣旨と回答は「プロポーザル参加申込書」の提出者全員に、電子メール等にて送付いたします。

ただし、軽微な質問については、質問者のみ口頭により回答する場合もあります。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加申込書を提出した事業者は、「企画提案書作成要領」に基づき、研修に関する企画提案書を提出してください。

(2) 提出部数

8部（正1部、副7部）（原則としてA4判）

(3) 提出方法

郵送（提出期限内必着の書留郵便に限る。）又は持参

持参の場合は、事前に提出先に電話連絡の上、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までに提出してください。

(4) 提出期限

令和6年11月13日（水）午後5時まで

(5) 提出先

茨城県総務部人事課
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 7 階

(6) 留意事項

提出された企画提案書については、書き換え、差し替え、撤回はできません。

8 企画提案書の審査

(1) 審査方法

県が別に設置する審査委員会が、企画提案の内容を審査します。また、審査する上で必要が生じた場合には、個別にヒアリング等を実施することがあります。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

(2) 審査項目及び審査基準

資料「令和7年度茨城県職員研修業務に関する企画提案の審査について」のとおり。

(3) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

審査委員会での評価が最も高かった事業者を受託候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

採用、不採用に関わらず、選定後速やかに結果を各提案事業者に通知します。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

9 スケジュール

令和6年10月16日（水）	茨城県ホームページで公告、 本プロポーザルの募集要領等の配付開始
令和6年10月25日（金）	プロポーザル参加申込書の提出期限
令和6年11月6日（水）	プロポーザル質問書の提出期限
令和6年11月13日（水）	企画提案書の提出期限
令和6年11月29日（金）	選定結果通知（予定）

10 注意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて事業者の負担とします。

(2) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。

(3) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用いたしません。

また、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めません。

(5) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。

- (6) 参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、このプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。
- (7) このプロポーザルの参加に係る手続き、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 研修を行うに当たって、一部の研修を受託者以外の事業者と別途契約して実施することがあります。

11 担当所属

茨城県総務部人事課

住 所 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 7 階

電 話 029-301-2263

F A X 029-301-2289

E-mail jinji-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

(資料)

令和7年度茨城県職員等研修業務に関する企画提案の審査について

1 審査方法

(1) 一次審査

各審査委員が、次のとおり、審査を行い、その得点を合計して、得点が高い順に3提案者を選定する。

別に定める「令和7年度茨城県職員研修業務委託 企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)により、各提案者が作成した「令和7年度茨城県職員研修業務企画提案書」の次の内容について審査を行う。

- ・ 応募事業者の概要 (様式4)
- ・ 研修の実施実績 (様式5)
- ・ 講師の状況 (様式6)
- ・ 実施運営に係る人員体制 (様式7)
- ・ 研修企画提案書 (企画提案科目) (様式8)
- ・ 委託研修のカリキュラム案 (様式9)
- ・ 研修評価の方法 (様式10)
- ・ 研修効果を高める手法 (様式11)
- ・ 研修費用積算書 (様式12)
- ・ 暴力団排除に関する誓約書 (様式13)

(2) 二次審査

一次審査により選定した3提案者を対象として、各審査委員が「審査基準」に基づき審査を行い、その得点を合計する。その点数と一次審査の平均点との合計点が高い提案者から委託候補者順位を決定する。

2 審査項目

審査項目及び審査基準の概要は下表のとおり。

項目	審査基準
応募事業者の概要等	<ul style="list-style-type: none">・ 研修を安定的に実施できる組織か。・ 都道府県等の研修受託実績は十分なものか。・ 緊急時のバックアップ体制は十分か。・ 研修費用は合理的に積算され、適切な内容となっているか。
講師	<ul style="list-style-type: none">・ 選定された講師は、研修の目的を達成するために適しているか。・ 講師の力量(経歴、経験、実績等)は十分なものか。・ 講師の質が担保されているか。
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・ 本県研修を円滑に実施できる体制か。・ 運営責任者、企画担当者、運営スタッフ等は十分な経験を有して

	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のバックアップ体制等は十分なものか。
<p>企画提案科目、委託研修のカリキュラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の意図する研修目標を達成できる研修内容か。 ・研修生の興味を引き出し、研修効果を高めるような創意工夫があるか。 ・提案された研修内容は最新の情報や新たな視点が盛り込まれているか。
<p>研修評価の方法、研修効果を高める手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的でわかりやすく、本県で実施できる評価方法であるか。 ・研修を受けた成果が実務に活かされているかという視点からの評価があるか。 ・研修効果を持続させるための具体的・効果的な方策であるか。 ・研修効果を高めるための手法として創意工夫が認められるか。